

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長、長野市教育委員会及び長野市選挙管理委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 8 年 9 月 2 日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	寺	沢	さゆり
同	北	沢	哲 也

措置の通知書

令和 7 年度 財政援助団体等監査（7 監査第 86 号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
（指摘事項） 1 利用許可について （報告書16ページ） 長野市オリンピック記念アリーナの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）では、利用許可の申請に当たり「利用許可申請書を当該各号に定める期間内に、指定管理者に提出しなければならない。」としているが、当該各号に定める期間が過ぎた後にも受入れ可能な場合には、施設の活用のため申請を受け付けていた。 アリーナの利用申請期限については、施設の機動的な活用に対応できるよう、規則の改正や例外条項の整備について対応されたい。 【(株)エムウェーブ スポーツ課】 2 利用許可申請書の様式について （報告書16ページ） 規則では、利用許可申請書（様式第 1 号）及び利用変更許可申請書（様式第 2 号）を定めているが、規則とは異なる独自の様式を作成し使用していた。 利用者及び指定管理者双方の利便性向上のため規則とは異なる様式を使用していたとのことであるため、この点も踏まえ、規則の改正について対応されたい。 【(株)エムウェーブ スポーツ課】 3 利用料金の減額について （報告書16ページ） 条例では、「指定管理者は、市長が別に定める基準により、利用料金を減額し、又その全部若しくは一部を返還することができる。」としており、市では、長野市オリンピック記念アリーナ利用料金取扱基準及びその内規（以下「基準等」という。）において、一定期間連続してアリーナを利用する場合や市長が特に認める場合の利用料金の減額及びその幅などについて定めている。 しかしながら、一部において、基準等で	アリーナの利用申請期限について、柔軟な運営によるサービス向上や施設有効活用のため、規則等の改正を検討していく。 （(株)エムウェーブ スポーツ課） 利用者及び指定管理者双方の利便性向上のため、規則改正を検討していく。 （(株)エムウェーブ スポーツ課） 利用料金の減額に際しては、長野市オリンピック記念アリーナ利用料金取扱基準及びその内規の見直しを含めて、適正な運用に努める。 また、特別な事情があると認められる場合等の利用料金の減額については、市長が特に必要と認める場合の適用について市と書面で協議する。 （(株)エムウェーブ）

定めた日数に満たない利用での減額や基準等の範囲を超える減額の事例が認められた。

基準等に基づき、適正に運用されたい。

なお、イベント誘致に際して特別な事情がある場合には、担当課と基準等のうち市長が特に認める場合の適用について具体的な理由を示して協議するなど、適切な運用に努められたい。

【(株)エムウェーブ】

(意見)

1 冬季競技の利用料金の減額について (報告書16ページ)

アリーナを専用利用する場合の施設利用料金については、条例に基づき市長が別に定める基準等により、一定期間連続してアリーナを利用する場合又は市長が特に必要と認める場合に、市長が必要と認める額を減額できることとしている。

冬のスピードスケート競技会については、基準等のうちアリーナの連続利用に適合しないことから、市長が特に必要と認める場合として減額を行っており、この場合、(株)エムウェーブ社内では文書で決裁をしているが、市とは口頭で協議とのことである。利用料金は指定管理者の私債権であるが、条例により金額の範囲が定められ、減額も「市長が別に定める基準」により行うとされており、その基準の「市長が特に必要と認める場合」は個別に判断を要する場合であることから、公平性・公正性を担保するためにも、市と文書により協議することが望ましい。

一方で、アイススケート競技の特殊性やオリンピック開催都市である本市の冬季競技振興を鑑みれば、「基準等」に冬季競技に関する項目を設けることで、指定管理者の事務の効率化を図りつつ実態に即した適切な運用に改正することを検討されたい。

【(株)エムウェーブ スポーツ課】

2 利用料金の請求明細書について (報告書17ページ)

市が作成する「利用料金取扱基準」の「内規」では、利用料金の減額対象を準備又は撤去、本番時のアリーナ、大会議室、会議室、更衣室、駐車場と定め、附属設備は対象外と

・利用料金の減額に際しては、長野市オリンピック記念アリーナ利用料金取扱基準及びその内規の見直しを含めて、適正な運用に努める。

また、特別な事情があると認められる場合等の利用料金の減額については、市長が特に必要と認める場合の適用について市と書面で協議する。

((株)エムウェーブ)

・利用料の減額に際しては、基準等に基づき適正に運用するよう指定管理者へ指示するとともに、市長が特に必要と認める場合の適用については、指定管理者と書面による協議を行い、適切な運用に努める。

また公平性・公正性を担保しつつ、指定管理者の事務の効率化を図る実態に即した適切な運用のため、基準等の改正を検討していく。

(スポーツ課)

利用料の減額に際しては、減額対象を明確にし、明細書の記載もわかりやすい表記とするよう改善する。

((株)エムウェーブ)

しているが、利用者に請求する利用料金明細書には、合計額からの一括減額として記載され、減額対象が不明確である。例えば、明細書の項目を施設利用料、附属設備利用料及びその他経費に区分して明記し、減額を項目ごとに明示するなど、分かりやすい表記となるよう改善されたい。

【(株)エムウェーブ】

3 施設の活用について

(報告書17ページ)

グリーンシーズンの貸館については、首都圏等での新アリーナ建設やドームコンサートの実施により、当館での大型コンサートがコロナ禍前の状態には回復していないとのことであり、また、令和7年度事業計画書では、「エムウェーブが巨大な躯体ゆえにかえって営業先が限られて」しまい「地域住民に身近に感じてもらえるような新たな利用方法を模索」したいとしている。

条例ではアリーナの利用は全面利用のみであるが、当館は可動スタンドにより空間の大きさを調整できることから、ビッグハットとの特徴の違いや料金戦略を検討する必要があるが、例えば半面利用の区分を設けるなど、料金体系を含めた新たな需要の掘り起こしに向け検討されたい。併せて、イベント誘致に関する専門人材の招聘や連携、アリーナ営業のノウハウを持つ人材の育成についても取り組まれない。

また、アイスリンクシーズンについては、競技団体との連携を図りながら国際大会から市民レベルまでの競技会や記録会の開催、子供を育成するエムウェーブスケートクラブの運営、スケート教室や無料開放の実施など、様々な取組を実施しており評価したい。オリンピックレガシーとしてのアイスリンクの活用・発信を継続するとともに、部活動の地域展開を好機と捉え、子供たちの体験から育成につながるよう、引き続き競技の普及に努められたい。

【(株)エムウェーブ スポーツ課】

4 全般

(報告書 18 ページ)

(株)エムウェーブは商行為を行う株式会社である一方、市が57.7%を出資する第三セクターとしての公的な側面を持つ法人である。同社は、その活動を通じた大規模施設の

更に当該施設が活用されるよう、プロモーター等の意見も聴きながら、提案の半面利用の区分を設けるなど、料金体系を含めた新たな需要の掘り起こしや、イベント誘致に関する専門人材の招聘や連携、アリーナ営業のノウハウを持つ人材の育成等について検討していく。

((株)エムウェーブ スポーツ課)

会社の活動やアイデアが最大限発揮できるよう、公正性・適正性を確保しつつ、民間の発想を生かし施設の更なる活用を図ることができるよう、指定管理者と連携し第三セクターならではの柔軟な運営に努めて

効率的な管理運営と地域の活性化を目的としており、市及び地域の期待は大きい。

自由な商行為と公的な基準の二面性は時に葛藤を生むこともあると思うが、(株)エムウェーブには、市の施設としての規範を保ちながら、民間の発想を生かして施設の更なる活用を図っていただくことを期待する。また、担当課においては、会社の活動やアイデアが最大限発揮できるよう、公正性・適正性を確保した上で基準や運用面において合理的な支援が求められる。両者のコミュニケーションを密にし、第三セクターならではの柔軟な運営に努められたい。

【(株)エムウェーブ スポーツ課】

いく。

((株)エムウェーブ スポーツ課)